

ブロガーの皆様へ

ブログ執筆の際に必ずご確認ください。





目次

P3：共通の注意ポイント

P7：化粧品における注意ポイント

P16：化粧品ジャンルごとの注意ポイント

P17：スキンケア商品について

P20：ファンデーションについて

P21：ヘアケアについて

P24：まつげ美容液について

P25：健康食品における注意ポイント

共通

商品紹介の際の注意ポイント





Amebaでの掲載基準について

ご留意点

- ・ Ameba Pickの審査基準のもと、掲載判断をしておりますので商品紹介ページに記載がある内容・表現でも修正をご依頼する場合がございます。
- ・ 記事公開までは案件に関する情報を第三者へ発信公開をしないようお願いいたします。
- ・ 薬事審査等の事前確認が必要な場合は、下書きをご提出いただき、審査完了後にご投稿をお願いいたします。
- ・ ご投稿いただいた記事の削除はしないようお願いいたします。アメブロを停止する場合であっても1年は記事を残していただくことをご了承願います。

掲載内容について

- ・ ネガティブな表現はお控えいただけますようお願い致します。
- ・ ブログ全体に掛かるように記事の冒頭か末に個人差注釈の記載をお願い致します。
例:※あくまで個人の感想であり、効果効能を保証するものではありません
- ・ HPから商品特徴の画面スクリーンショットを貼りつけるなどの行為はNGでお願いします。
- ・ 「〜〜のようだ、〜〜だそうだ」ではなく、ご自身の感想を書いて頂けますようお願い致します。
- ・ 特定のブランド・キャラクターが商標に関わるものは入れないようお願い致します。
- ・ 競合品含む既存品へ損害を与えるような表現はお控えください。
- ・ 他社の銘柄名の記載、特定できるような内容はお控えください。
- ・ 宗教・政治に関する感想や発言はお控えください。



No.1 国内初（世界初）、受賞の表記について

「国内売上No.1」「国内初のコスメ」「〇〇アワード受賞」といった表記をする場合は、必ずその根拠を併記する必要があります。「No.1」「国内初（世界初）」「受賞」といった情報を記載した場合は、読者が見落とさない位置に必ず根拠を併記してください。

No.1の記載例

国内売上No.1(※)の化粧品です。/※2019年、〇〇会社調べ/

国内初（世界初）の記載例

国内初(※)の〇〇という成分を配合した化粧品です。/※2019年〇月時点、〇〇会社調べ

受賞の記載例

2019年 〇〇アワード スキンケア部門 第1位

※受賞歴の場合、受賞した年度が記載されている 受賞ロゴの画像を貼り付けるのみでもOKです。

※「〇冠」は1位の数を示すので2位以下や銀賞等は「〇冠」にカウントされません。「コスメアワード10冠」と記載する場合、ランキングやアワード等でトップ（1位や大賞、金賞）に選ばれた数が10個あるという根拠を併記する必要があります。



返金保証の表現について

商品が肌に合わなかった場合等の返金保証についてブログに記載する場合

- ・ **返金条件を併記**する必要があります。
- ・ 返金に応じる条件があるにもかかわらず、それを記載していない広告は
- ・ 有利誤認となり、景品表示法に抵触するおそれがあります。
- ・ 返金保証について紹介する場合は、返金条件を確認し、
- ・ **ブログの読者が見落とさない位置に返金条件を記載**してください。

OK

お肌に合わない場合は全額返金してくれます！
※返金はお一人様一回限り、商品到着後10日以内となります。

NG

お肌に合わない場合は全額返金してくれます！

化粧品編

商品紹介の際の注意ポイント





無添加・特定成分・配合成分数・アレルギーテスト済の表現について

無添加：紹介する化粧品が無添加であることを記載する場合は、添加していない成分をすべて明記する必要があります。

- 保存料無添加、無添加（石油系界面活性剤、合成香料、鉱物油不使用）
- ✕ 無添加の化粧品、5つの無添加

特定成分の表記：化粧品に含まれている特定の成分名を記載する場合、その成分が有効成分であるかのような誤解を与えないために、配合目的を併記する必要があります。

- 保湿成分のヒアルロン酸配合
- ✕ ヒアルロン酸などの美容成分配合

配合成分の数：「5種類の保湿成分」「各種ビタミン」のように、配合成分の数に関する表現を使用する場合、全成分の名称を記載する必要があります。

- 5種類の保湿成分（スクワラン、ヒアルロン酸、コラーゲン、アラニン、アロエエキス）
- ✕ 5種類の美容成分

アレルギーテスト済の表記：商品説明でアレルギーテスト済であることを表記する場合は、全ての方にアレルギーが起こらないということではない旨を併記する必要があります。

- アレルギーテスト済（全ての方にアレルギーが起こらないということではありません。）
- ✕ アレルギーテスト済、アレルギーテストもクリア



浸透の表現について

化粧品の浸透を広告で表現できるのは「**角層層まで**」

※浸透は角質層までの注釈が必須です

ただし肌の奥 / 奥まで(深く)浸透 / 角質層を超えて浸透の表現については

※角質層の範囲を越えるので注釈がついていても不可となります

OK

- ・ 角質層の奥まで届く
- ・ 肌への浸透（※角質層まで）
- ・ 角質層までスーッと染み渡る

NG

- ・ 肌の奥まで届く
- ・ 浸透力アップ
- ・ スーッと染み渡る



老化への表現について

「シミ・しわ・たるみ・ほうれい線・毛穴・エイジング（老化）」に対して

化粧品で謳える56項目以外の効果効能は謳えません。シワに対しては「抗シワ」試験評価評価を受け効果が確認された商品のみ使用可能です。<「乾燥による小じわを目立たなくする」の表現以外は不可・省略も不可>

抗シワ 効果評価試験をパスしている場合

「しわ」→「乾燥による小じわ」と表記◎

「乾燥による小じわを目立たなくする」の注釈◎

「アンチエイジング」は化粧品の効果効能外のため使用不可です。

「エイジングケア」を使用する場合は、「年齢に応じたケア」であることを説明する文章や注釈が必

OK

- ・（メイクアップ効果で）気になる毛穴をカバー
- ・これ以上シミを作らせないためのスキンケア
- ・簡単お手入れで肌荒れを防ぐ
- ・乾燥による小じわを目立たなくする
(効果評価試験済)
- ・エイジングケア(※)もできる※年齢に応じたケア

NG

- ・ポツポツ毛穴とサヨナラ
- ・シミを消す
- ・肌荒れを解消
- ・シワ、たるみを改善する
- ・エイジングケアもできる



明るい肌・透明感・美白の表現について

本来の肌そのものが変化する効果効能は謳えません。

「明るい肌」「透明感」「美白」は肌に変化があるという印象になり使用NGです。

「美白」に対する定義注釈必須 → メラニンの生成を抑え、シミやソバカスを防ぐことを指します。

例外として以下がOKな表現です。

OK表現① 洗顔によって肌表面の汚れを落とす

OK表現② 物理的な汚れ落とす(ふき取りなどによる)

OK表現③ メイクによる印象(塗ってカバーすることによる)

OK表現④ 薬用化粧品で「美白」の承認を受けている。この場合は、「美白」も謳える

OK

- ・ 洗顔で透明感のある肌へ
 - ・ 肌をトーンアップさせる化粧下地
 - ・ 夏に向けた美白※ケア
- ※メラニンの生成を抑え、シミやソバカスを防ぐ

NG

- ・ この美容液で肌の透明感をアップ
- ・ 白い肌を取り戻す美白クリーム
- ・ 透明肌へと導く化粧水(薬用化粧品ではない商材)



商品説明のOK事例

認められている範囲内での表現となります。

化粧水・美容液、クリーム等	下地・ファンデーション等	クレンジング・洗顔料等
使うほど、潤い実感	気になる肌悩みをカバー	毎日の洗顔でニキビ予防
キメの整った素肌へ	明るい肌を演出	汚れを洗い落として透明感のある素肌へ
みずみずしく弾むような感触	気になる毛穴を目立ちにくくする	メイク汚れを洗い流し、肌を引き締める
角質層のすみずみまでたっぷり潤う	トーンアップ効果で笑顔を引き立てる	潤いを保ちながら汚れはしっかり洗い落とす
もっちりとした弾力のある肌を実感	化粧くずれしにくく、テカリにくい	溜まった汚れを落として毛穴を目立ちにくくする
やわらかでツヤのある肌へと導く		
潤いを与えることで明るく澄んだ肌へ		
乾燥でくすみ気になる肌を潤す		
肌表面を整え、保護してくれる		
	まつ毛美容液	
	美しい目元を演出	
	ハリとコシのあるまつ毛へと導く	
	綺麗なまつ毛を維持してくれる	
	今あるまつ毛をキープして目ヂカラUP	
	アイメイクが映える	



体験談のNG事例

体験談は「**効果効果・安全性の保証**」となるため、**体験談で効果効果を述べることはできません**。化粧品を使った感想として使用できない表現の例をいくつかご紹介いたします。

- ・肌のハリを実感
- ・保湿感が増し、翌朝のハリも変わった
- ・年齢サインが気にならなくなった
- ・肌がやわらかくなり・ハリとモチリ感が
- ・朝起きると肌がふっくらしている
- ・肌がツルっとしていた
- ・保湿感、ハリ、弾力が使い続けているほど、実感できた
- ・潤いが増し、肌質が変わってきた
- ・内側からうるおってる
- ・毛穴が整ってきた
- ・張りが違うんです



体験談のOK事例

体験談で使用できる表現の範囲は、**使用感、テクスチャー、香りのイメージ、事実に基づく使用者の感想**までです。OK表現の例をいくつかご紹介します。

体験談を記載する場合、**ブログ内に個人差がある旨、効果の保証では無い旨の注釈を記載する必要があります。**

例：※あくまで個人の感想であり、効果効能を保証するものではありません

- ・母にも薦めたい
- ・持ち運びに便利
- ・ニオイもなく、たっぷり使っても気にならない
- ・香りに癒されています
- ・まったくべたつかない
- ・なじみがいい！
- ・プルンプルンな感触のジェル
- ・弾力のあるジェル
- ・しっかり密着する感覚
- ・ベタベタしない
- ・すっきりさわやかな使い心地
- ・ずっと触っていたくなるようなお肌
- ・自分の肌が好きになった
- ・サラサラとしてさっぱりなつけ心地
- ・みずみずしいテクスチャ
- ・お財布にも優しいので続けやすい
- ・スーッとのびてべたつかない
- ・とろっと密着
- ・香りも気に入っています！
- ・おしゃれなパッケージでお気に入り
- ・リピート決定♪
- ・すぐになじんでべたつかない
- ・簡単だから続けられる
- ・忙しい私にもぴったり
- ・毎朝の習慣になりました！
- ・化粧ノリがいい
- ・肌の調子がいい
- ・バシャバシャ使っています！
- ・肌に自信が持てるようになった
- ・綺麗になったねと言われるようになった



化粧品の効果効果の範囲

効果効果の表現は、厚生労働省医薬食品局長通知「化粧品の効果の範囲の改正について」で定められている範囲に限定されています。また、これらの効果効果は、商品説明に関して使用する場合のみ認められており、体験談で下記の効果効果を謳うことはできません。

- (1) 頭皮、毛髪を清浄にする。
- (2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。
- (3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。
- (4) 毛髪にはり、こしを与える。
- (5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。
- (6) 頭皮、毛髪のうるおいを保つ。
- (7) 毛髪をしなやかにする。
- (8) クシどおりをよくする。
- (9) 毛髪をつやを保つ。
- (10) 毛髪につやを与える。
- (11) フケ、カユミがとれる。
- (12) フケ、カユミを抑える。
- (13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。
- (14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。
- (15) 髪型を整え、保持する。
- (16) 毛髪の帯電を防止する。
- (17) (汚れをおとすことにより) 皮膚を清浄にする。
- (18) (洗浄により) ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。
- (19) 肌を整える。
- (20) 肌のキメを整える。
- (21) 皮膚をすこやかに保つ。
- (22) 肌荒れを防ぐ。
- (23) 肌をひきしめる。
- (24) 皮膚にうるおいを与える。
- (25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。
- (26) 皮膚の柔軟性を保つ。
- (27) 皮膚を保護する。
- (28) 皮膚の乾燥を防ぐ。
- (29) 肌を柔らげる。
- (30) 肌にはりを与える。
- (31) 肌にツヤを与える。
- (32) 肌を滑らかにする。
- (33) ひげを剃りやすくする。
- (34) ひげそり後の肌を整える。
- (35) あせモを防ぐ(打粉)。
- (36) 日やけを防ぐ。
- (37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
- (38) 芳香を与える。
- (39) 爪を保護する。
- (40) 爪をすこやかに保つ。
- (41) 爪にうるおいを与える。
- (42) 口唇の荒れを防ぐ。
- (43) 口唇のキメを整える。
- (44) 口唇にうるおいを与える。
- (45) 口唇をすこやかにする。
- (46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
- (47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
- (48) 口唇を滑らかにする。
- (49) ムシ歯を防ぐ(※)。
- (50) 歯を白くする(※)。
- (51) 歯垢を除去する(※)。
- (52) 口中を浄化する(歯みがき類)。
- (53) 口臭を防ぐ(歯みがき類)。
- (54) 歯のやにを取る(※)。
- (55) 歯石の沈着を防ぐ(※)。
- (56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。
(※使用時にブラッシングを行う歯みがき類)

注1) 例えば、「補い保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効果でも可とする。

注2) 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

注3) () 内は、効果には含まないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

注4) (56) については、日本化粧品学会の「化粧品機能評価ガイドライン」に基づく試験等を行い、その効果を確認した場合に限る。

「日本化粧品工業連合会
化粧品等の適正広告ガイドライン 2020年版」より引用

化粧品編

化粧品ジャンルごとの注意ポイント





「スキンケア商品」NG表現

化粧水・乳液・美容液・オールインワンクリーム等を紹介する際のNG表現となります。

- ・1日中潤いをキープ
 - ・朝から夕方までハリと潤いが続く
- ※持続性を保証する表現はNGです。
- ・肌が若返る
 - ・アンチエイジング
 - ・シミやシワを消す
 - ・健やかな肌を作る
 - ・肌本来の力を引き出す
 - ・肌の代謝（ターンオーバー）を整える
 - ・肌をトーンアップ（明るく）する
 - ・たるみ、ほうれい線ケア
 - ・肌が変わる（肌質が変わる）
 - ・ポツポツ毛穴、毛穴の黒ずみに効果的
- ※これらはすべて化粧品の効果効能外のためNGとなります。
- ・肌に優しいので安心して使えます
 - ・アトピーの私が使っても肌が荒れませんでした
- ※安心・安全を保証する表現はNGです。

- ・肌悩みが解決した
 - ・敏感肌の私でも肌荒れしなかった
 - ・肌荒れ（ニキビ）が治った
 - ・乾燥肌が改善した
 - ・肌が強くなった
 - ・透明感が出てきた
 - ・使い続けると肌にハリが出てきた
 - ・10代の肌に戻った気がする
 - ・若返ったねと言われた
 - ・シワが目立たなくなった
 - ・毛穴が引き締まった
 - ・翌朝も肌がしっとりしていた
 - ・肌がピーンとした
 - ・ハリを感じた
 - ・ツルツルな肌になった
- ※体験談で効果効能や使用前後、安心・安全性を保証する表現はNGとなります。また、肌質が変わったと取れる表現もNGです。



「スキンケア商品」注意が必要な表現

化粧水・乳液・美容液・オールインワンクリーム等を紹介する際注意が必要な表現となります。

ビフォーアフター表現

スキンケア商品を使用する前と後の変化を伝える表現として、

Before→Afterの写真を掲載するのはNGです。

実際に商品を使用して効果があったことを保証する表現となり、化粧品広告のガイドラインに抵触します。

※実際に商品を使用している様子の写真を掲載することは特に問題ありません。

期間の保証表現

「1週間」「1ヶ月」等の効果発現までの時間を保証する表現はNGです。

【商品説明のNG例】

- ・1週間でハリのある肌を実現
- ・1ヶ月でうるツヤ肌に

【商品説明のOK例】

- ・30日間の潤いケア
- ・これ1本で2ヶ月分

※何日間使えるといった内容量を示す商品説明であればOKです。

【体験談のNG例】

- ・使い始めて1週間で肌の乾燥が気にならなくなりました
- ・1ヶ月使い続けてみた結果、肌荒れしなくなりました。

【体験談のOK例】

- ・私はこの1本で約2ヶ月使えました
- ・数カ月使ってみて、すごく肌の調子が良いと感じています。

※実際に使ってみて〇日間使えたといった表現や、数日・数カ月といった明確な期間を表示していない表現であればOKです。



「スキンケア商品」OK表現

- ・ハリ、潤いを与える
- ・乾燥を防ぐ
- ・肌荒れを防ぐ
- ・乾燥や古い角質によるくすみを防ぐ
- ・健やかな肌へ導く
- ・理想の美肌へ
- ・肌環境を整える
- ・キメを整える
- ・肌の生まれ変わりに寄り添う
- ・角質層の奥まで浸透する
- ・毛穴ケア
- ・年齢に応じたケア
- ・年齢サインにアプローチ
- ・肌を守る
- ・乾燥肌の方におすすめ
- ・肌に優しい使用感

※同資料内にある「化粧品の効能効果の範囲」のシートもご参考ください。

- ・サラッとしたテクスチャー
- ・プルプルのジェルが気持ち良い
- ・肌馴染みが良い
- ・癒される香り
- ・塗った後の潤い感がすごい
- ・角質までしっかり浸透している感じ
- ・つけた瞬間お肌にツヤが！
- ・うっとりする肌
- ・使用感がやみつき
- ・触れなくなる肌
- ・肌が喜んでる
- ・化粧ノリが良くなった
- ・肌の調子が良い
- ・肌に自信が持てるようになった
- ・私の肌に合っている
- ・これからも使い続けたい
- ・綺麗だねと言われた

【体験談で使用できる表現】

- ・使用感
 - ・テクスチャー
 - ・香りのイメージ
 - ・事実に基づく使用者の感想
- ※化粧品を使ったことで肌質が変わったと取れる表現はNGです。



「ファンデーション」NG表現とOK表現

NG

【商品説明のNG表現】

- ・1日中美肌をキープ
- ・朝から夕方までくずれない

※持続性を保証する表現はNGです。

- ・若く見える（若返る）
- ・シミやシワを消す

※これらはすべて化粧品の効果効能外のためNGとなります。

- ・肌に優しいので安心して使えます
- ・アトピーの私が使っても肌が荒れませんでした

※安心・安全を保証する表現はNGです。

【体験談のNG表現】

- ・長時間くずれないのでメイク直しが不要になりました
- ・敏感肌の私でも肌が荒れませんでした
- ・メイク後も全然テカらない
- ・メイクを落とした後も肌がツヤツヤ

※体験談で効果効能や使用前後、安心・安全性を保証する表現はNGとなります。

OK

【商品説明のOK表現】

- ・崩れにくい
- ・美肌が長時間続く
- ・気になるシミや毛穴をしっかりカバー
- ・くすみを目立たなくする
- ・若々しく見せる
- ・美しい肌を演出
- ・軽いつけ心地
- ・化粧直しを気にせずいられる
- ・透明感のある肌へ

【体験談のOK表現】

- ・のびが良い
- ・軽いつけ心地でメイクをしている感じがしない
- ・シミもくすみもカバーしてくれる
- ・時間が経っても化粧崩れは気にならなかった
- ・肌をワントーン明るく見せてくれる
- ・私の肌に合っている



「ヘアケア」よくあるNG表現

シャンプー・トリートメント・ヘアオイル等を紹介する際のNG表現となります。

【商品説明のNG表現】

- ・髪の潤いを1日中キープ
- ・翌朝まで続くサラツヤ髪

※持続性を保証する表現はNGです。

- ・うねり、クセ毛を改善
- ・白髪を改善、白髪ゼロ
- ・髪のボリュームアップ
- ・発毛を促進
- ・頭皮改善、髪質改善
- ・髪を修復
- ・頭皮の血行を促進

※これらはすべて化粧品の効果効能外のためNGとなります。

- ・美容師も推奨
- ・スタイリスト絶賛

※国家資格保持者である美容師が商品を推奨する表現はNGです。

- ・肌に優しいので安心して使えます
- ・安全性の高い商品です

※安心・安全を保証する表現はNGです。

【体験談のNG表現】

- ・髪がしっとりサラサラになった
- ・髪にツヤが出てきた
- ・ダメージヘアから卒業できた
- ・フケが出なくなった
- ・うねり髪がストレートに
- ・クセ毛がまとまった、クセ毛が落ち着いた
- ・頭皮の痒みがなくなった
- ・頭皮のニオイが気にならなくなった
- ・髪にボリュームが出てきた
- ・白髪が減った

※体験談で効果効能や使用前後、安心・安全性を保証する表現はNGとなります。また、髪質が変わったと取れる表現もNGです。

【浸透のNG表現】

- ・傷んだ髪へ浸透して健康な髪へ蘇る
- ・毛穴の奥まで浸透



「ヘアケア」よくあるOK表現

【商品説明のOK表現】

- ・髪にハリ、コシを与える
- ・ツヤのある髪へ
- ・しなやかな髪に
- ・健やかな髪へ
- ・傷んだ髪に潤いを与える
- ・外部刺激から髪（頭皮）を守る
- ・傷んだ髪を補修
- ・枝毛をコーティングして補修
- ・髪の表面の凸凹を補修し、自然で美しいつや髪を
- ・肌に優しい使用感

※同資料内にある「化粧品の効能効果の範囲」のシートもご参考ください。

【体験談のOK表現】

- ・毛穴汚れがしっかり落ちた
- ・洗いあがりの髪がしなやか
- ・なめらかな泡
- ・泡立ちがいい
- ・フワフワの泡が気持ちいい
- ・癒される香り
- ・うっとりする髪
- ・触れなくなる髪
- ・使用感がやみつき
- ・髪が喜んでる感じ
- ・自信が持てるようになった
- ・私の髪に合っている
- ・毎日のケアで美髪を目指したい
- ・これからも使い続けたい

【体験談で使用できる表現】

- ・使用感
 - ・テクスチャー
 - ・香りのイメージ
 - ・事実に基づく使用者の感想
- ※化粧品を使ったことで肌質が変わったと取れる表現はNGです。



「まつげ美容液」のよくあるNG表現

【商品説明のNG表現】

まつ毛や眉毛が生えるまたは増えるという効果は謳えません。
毛が生える（増える）と誤認される表現はすべてNGとなります。

- × 育毛、発毛、まつ毛育成
- × まつ毛が生える
- × まつ毛が伸びる
- × まつ毛が増える、太くなる、ボリュームアップする
- × 眉毛が生える
- × 眉毛が増える、太くなる、ボリュームアップする
- × 目を大きく見せる

△ 映える、栄える、まつ活

※ハリコシを与えて健康的なまつげを目指す等の意味合いであれば使用可能

※生える・伸びる・ボリュームアップ等の意味でこの文言を使用するのはNGです

【浸透のNG表現】

浸透は「角質層まで」と分かる表現にする必要があり、それよりも深く浸透すると受け取れる表現はNGとなります。

- × 肌（毛根）に浸透していく
- × 毛根の奥まで届く

【体験談のNG表現】

化粧品を使ってみた感想（体験談）で使用できる表現は、使用感（使用直後と分かる範囲）、テクスチャー、香りのイメージ、事実に基づく使用者の感想のみです。

- × 目力がアップした
- × まつ毛がボリュームアップした
- × まつ毛にハリが出てきた
- × 荒れたり、かゆみを感じたりしなかった



「まつげ美容液」のよくあるOK表現

【商品説明のOK表現】

- ・まつ毛ケア、眉毛ケア
- ・まつ毛にハリを与える
- ・まつ毛にコシを与える
- ・まつ毛につやを与える
- ・目元に潤いを与える
- ・今あるまつ毛をキープ
- ・綺麗なまつ毛を保つ
- ・美しい目元を演出
- ・アイメイクが映える
- ・肌に優しい成分

【浸透のOK表現】

- ・角質層まで浸透する
- ・角質層のすみずみまで届く

【体験談のOK表現】

- ・アイメイクが楽しくなった
- ・目元に自信が持てるようになった
- ・ラクにまつ毛ケアができる
- ・不器用な私でも使いやすかった
- ・匂いは気にならない
- ・私の肌に合っている
- ・これからも使い続けたい
- ・友達にもすすめたい
- ・これを使って健康的で艶やかなまつ毛を目指したい

【体験談で使用できる表現】

- ・使用感
- ・テクスチャー
- ・香りのイメージ
- ・事実に基づく使用者の感想

※まつ毛美容液を使ったことでまつ毛が増えた、伸びた、肌質が変わったと取れる表現はNGです。

健康食品編

商品紹介の際の注意ポイント





健康食品のよくあるNG表現

一般的な健康食品は、**効果効能は一切謳えません。**

体験談・商品説明含めて、身体に何かしらの効果があるといった表現はNGとなります。

※機能性表示食品の場合、消費者庁へ届け出た機能性を表示することが出来ます。詳細は同資料の「【機能性表示食品】について」をご覧ください。

- ・治る
- ・痩せる（瘦身効果）
- ・温活
- ・代謝を促す（代謝を整える）
- ・免疫カアップ
- ・体質改善
- ・整腸作用（便秘改善）
- ・アンチエイジング
- ・肌ツヤを良くする、肌にハリを与える
- ・身体作り、美肌作り

※身体機能の向上効果を謳う表現は全てNGとなります。

- ・子供でも安心して飲めます
- ・安全な素材を使っています

※安心・安全を保証する表現はNGです。

- ・24時間持続します
- ・1週間で効果が実感できます

※効果の持続性を保証する表現、効果が出るまでの期間を保証する表現は不可です。

- ・1日3粒、1日1本

※用法用量の指定と取れるような表現不可です(目安等の注釈必須)

- ・痩せた（サイズダウンした）
- ・体調の悩みが解決した
- ・肌ツヤが良くなった
- ・疲れなくなった
- ・体力が続くようになった
- ・1日中元気で過ごせます
- ・身体がぼかぼかする（冷えが改善された）
- ・身体の内側からハリと潤いを感じる
- ・毎朝の便通が良い感じ
- ・親子なのに姉妹（兄弟）とまちがわれました
- ・若返ったねと言われた
- ・朝の目覚めがよくなった
- ・便秘から卒業できた

※体験談で効果効能や使用前後、安心・安全性を保証する表現はNGとなります。



機能性表示食品について

機能性表示制度とは？

機能性表示食品制度とは、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度です。

特定保健用食品(トクホ)と異なり、国が審査を行いませんので、事業者は自らの責任において、科学的根拠を基に適正な表示を行う必要があります。(消費者庁ホームページより引用)

機能性表示食品の特徴

企業の責任において、科学的根拠にもとづいた機能性を商品のパッケージや広告で表示することができます。

ただし、消費者庁へ届け出た内容を超える機能性を表示することはできません。

【届出表示の例とそれに対するOK・NG例】

【届出表示】

本品には◇◇が含まれるので、肌の水分量を高める機能があります。

OK

このサプリには、肌の水分量を高める機能があります。

NG

このサプリには、肌の水分量を高め、肌にツヤを与える機能があります。

【届出表示】

本品には◇◇が含まれるので、腸内環境を良好にし、体重・体脂肪を減らす機能があります。

OK

このサプリを飲むことで、腸内環境が整い、体重・体脂肪を減らしてくれます。

NG

このサプリは体重・体脂肪を減らす機能があるので、食事制限なしでダイエットすることができます。